

令和5年4月25日

保護者様

岡山市立妹尾中学校

校長 岡本 長士

気象警報の発令や地震発生にともなう臨時措置について

陽春の候、保護者の皆さまにおかれましてはご清祥の事とお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動の推進のため、格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、本校ではつぎのように定めておりますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

記

○気象等に関する警報が発令された場合

- (1) 授業日の朝（目安として午前6時30分）に、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」、各種「特別警報」または警戒レベル4（避難指示）が妹尾中学校区を含む地域に発令されている場合には、当日は臨時休業とします。この場合、原則として学校から「USAGIメール」等による連絡はいたしません。

※ 暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、特別警報以外の気象に関する警報発令の場合は、原則として登校になります。通学路の状況に危険が感じられる場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、その旨を中学校までお伝えください。

なお、臨時休業とならない気象等に関する警報が発令された場合でも、状況によっては学校長の判断で臨時休業とすることがあります。その場合には「USAGIメール」によりお知らせします。

- (2) 生徒が登校した後に臨時休業の対象となる警報が発令された場合は、校長が状況により判断し対応します。その場合には「USAGIメール」により学校の対応についてお知らせします。

※ 通常より早く下校させたり、給食を食べないで下校させることもありますので、ご家庭でもこうした場合の連絡方法等を、お子様とあらかじめご確認していただきますようよろしくお願いいたします。

○強い地震が発生した場合

- (1) 震度5弱以上の強い地震の発生時刻が17時から24時の場合、翌日は臨時休業とします。
- (2) 震度5弱以上の強い地震の発生時刻が0時から登校時間までの場合、その日は臨時休業とします。

- (3) 震度5弱以上の強い地震が、生徒が学校で過ごしている時間帯に発生した場合は、原則として下校を見合わせて学校に待機させ、学校で生徒を保護者に引き渡すこととします。

※ 震度4以下の地震の場合には、原則として臨時休業等の特別な措置は行いません。

○大津波・津波警報が発令された場合

- (1) 大津波警報または津波警報の発令時においては、発令される避難情報により臨時休業の判断を行います。
- (2) 大津波警報または津波警報が、生徒が学校で過ごしている時間帯に発令された場合、警報発令中は生徒を学校に留めたままとし、保護者への引き渡しは行いません。原則として、警報が解除され安全が確保された後に、学校で保護者に引き渡すこととします。

○弾道ミサイル発射による「Jアラート」が発令された場合

- (1) 登校中に「全国瞬時警報システム (Jアラート)」が作動した場合には、登校を控え、建物の中に入って身体の安全を確保してください。そして、TV等でその後の情報収集に努めてください。TV等で安全が確認された旨の情報がありましたら、登校を開始させてくださるようお願いいたします。
- (2) 授業中もしくは生徒が下校する間際に「全国瞬時警報システム (Jアラート)」が作動した場合、生徒は校舎建物内に留ませ、身体の安全を確保します。十分な安全が確認できた後、教育活動の再開もしくは下校させるようにします。

※Jアラートの発令により下校させる場合には、中学校の教職員が下校指導にあたります。

【お願い】

- (1) 非常の場合の危機管理・対応（電話回線等の連絡手段確保等）のため、警報発令による臨時休業が明らかな場合には、電話による学校へのお問い合わせはご遠慮ください。
- (2) 緊急に全家庭に連絡の必要が生じた場合には、「USAGI メール」の配信のみの連絡とさせていただきますこととなります。「USAGI メール」に是非、登録いただくとともに、緊急時等における保護者間での連携による学校からの連絡内容の共有をお願いします。